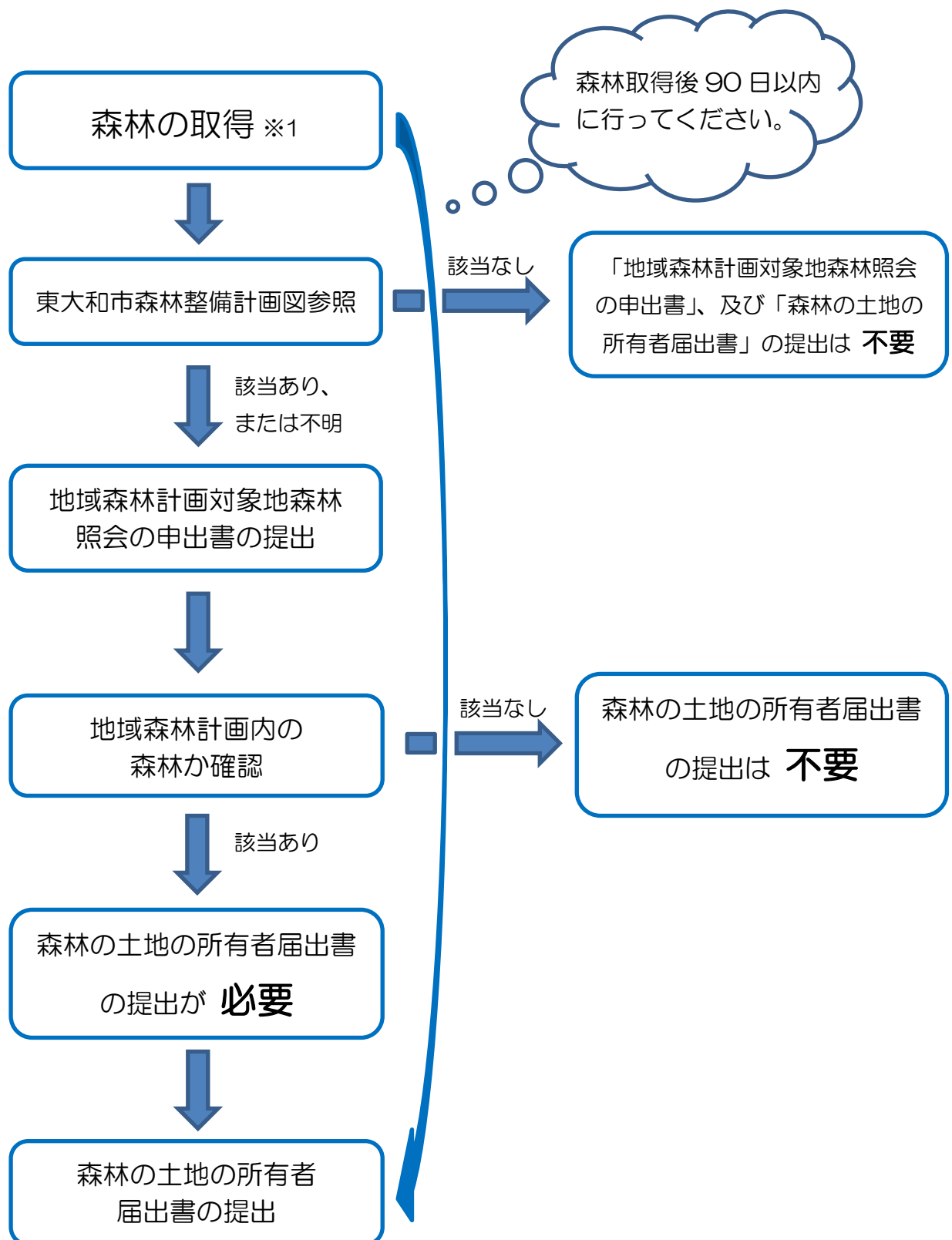


森林の土地の所有者届出書提出までの流れ



※1：森林とは、土地の地目によらず、地域森林計画で定められた地域に所在を持つ土地を指します。東大和市森林整備計画図をご参照のうえ、該当するか判断が難しい場合は産業振興課（内線 1072）までお問い合わせください。

※該当しない場合は、書類の提出は不要です。